佐賀県告示第 202 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により同法による医療 扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護 法第49条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機 関として、次の医療機関を指定した。

令和2年8月4日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
みふね薬局	武雄市武雄町大字武雄 5627	平成 30 年 12 月 2 日
	番地7	
めぐり薬局	杵島郡白石町大字牛屋 3246	平成31年1月1日
	番地	
医療法人正和会志田内	佐賀市水ケ江二丁目7番23	11
科	号	
ほうらい薬局	武雄市武雄町大字富岡 7725	11
	番地2	
いぬお病院	鳥栖市萱方町 110 番地 1	11
スマイル耳鼻咽喉科・	杵島郡白石町大字福吉 1835	平成31年1月11日
歯科クリニック	番地1	